

みんなで
実践!

交通事故防止!

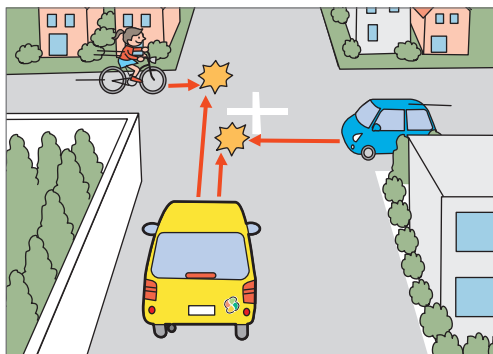
加齢に伴い、視力・聴力・認知判断力や筋力など、身体機能が変化し、また、長年の「習慣」で危険な行動を取ってしまうことも。交通事故の「加害者」にも「被害者」にもならないために、身体機能に応じた安全な行動を実践しましょう。

高齢ドライバーに多い事故パターン^(※)と必ずやってほしい 3つの行動

※交通事故データは、2010年から2014年までの5年間における警察庁統計による（65歳以上、原付以上第1当事者）

事故パターン 1

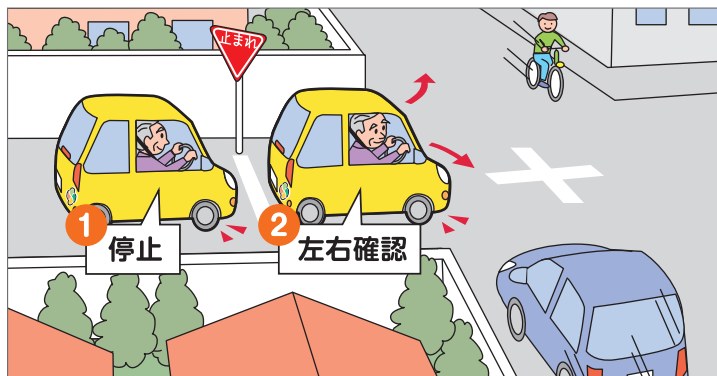
出会い頭の事故が全体の約31%!



行動
1

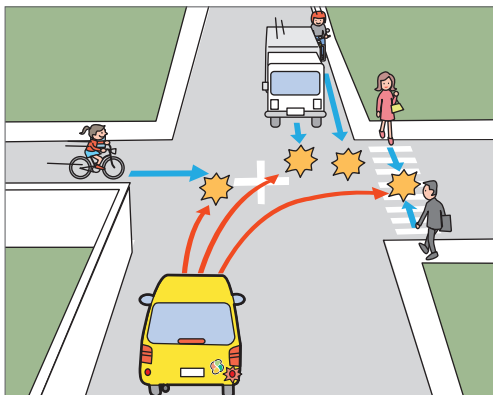
見通しが悪ければ、徐行が必要。

一時停止の交差点では、しっかり停止!



事故パターン 2

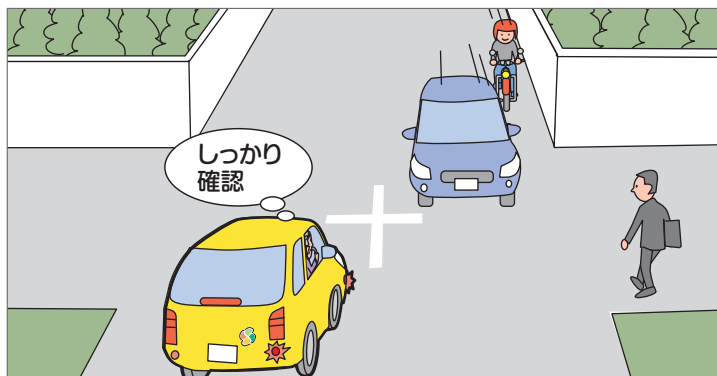
右折中の事故が全体の約17%!



行動
2

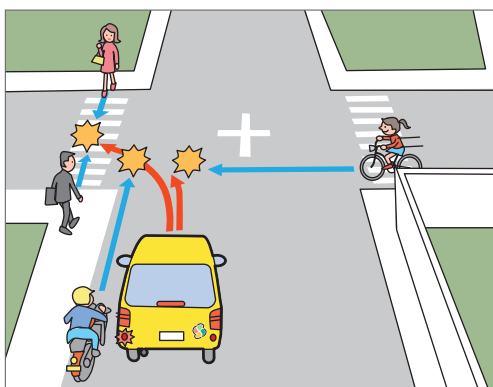
右折は急がず慎重に!

急いで曲がると安全確認がおろそかに。対向車の速度を見誤ったり、対向車の陰のバイクなどを見落とすことも!



事故パターン 3

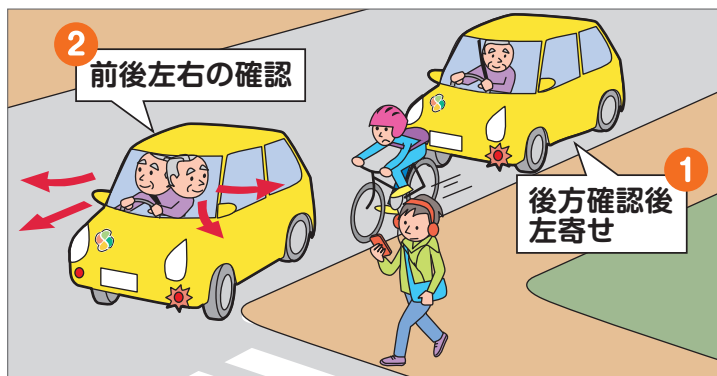
左折中の事故が全体の約9%!



行動
3

左折は後方の確認も大切!

左後方の安全を確認して道路の左端に寄りましょう。徐行して前後左右の安全確認。



このほか「追突事故」や「工作物に衝突するなどの死亡事故」も多発しています。しっかり前を見て的確な運転操作に努めるほか、体調の悪いときは運転を控えるなどの配慮も必要です。

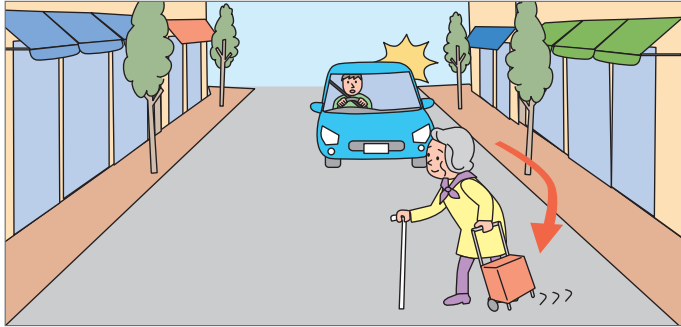


高齢歩行者を交通事故から守る ドライバー実践3対策!



1 「かもしれない運転」で高齢歩行者を守ろう!

高齢になるにつれ身体機能や反応速度は変化し、高齢歩行者は自分でも気づかないうちに危険な行動をとることがあります。高齢歩行者を見かけたら、**起こりうる危険を予測して「かもしれない運転」**を心がけましょう。



「かもしれない運転」とは?

「かもしれない運転」とは、「歩行者が急に道路を横断するかもしれない」「物陰から自転車が飛び出してくるかもしれない」など起こりうる危険な状況を予測して運転することをいいます。その意識が高いほど危険な事態が発生しても事故を回避できる可能性は高くなると言えるでしょう。

また、道路交通法第18条第2項は「歩行者の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、又は徐行すること」を義務付けています。

2 「やさしい視線」で高齢歩行者を見守ろう!

昔からその土地で生活してきた高齢者は、気づかないうちに危険な行動をとることがあります。**高齢歩行者は自宅から500m以内での事故が多い**ことから、住宅地などでは特に注意が必要です。



なぜ「やさしい視線」なの?

高齢歩行者は、自分が歩く道路の交通環境を、過去の記憶に基づいて判断する傾向があります。道路の拡幅などで交通量が多くなっていても、その地域に住む期間が長いほど、習慣的に道路幅が狭かったときの感覚で道路を横断してしまうことがあります。

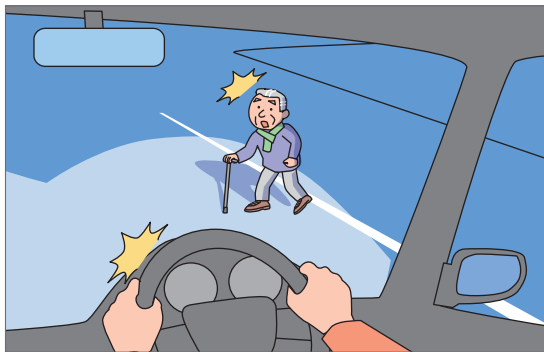
自宅から500m以内の歩き慣れた道路でも事故は多発しています。ドライバーは、高齢歩行者を温かく見守る気持ちで運転しましょう。

また、道路交通法第71条は「高齢者、幼児、身体に障害がある歩行者などの通行を妨げないようにすること」を義務付けています。

3 夕暮れから夜間、早朝は特に注意して運転しましょう!

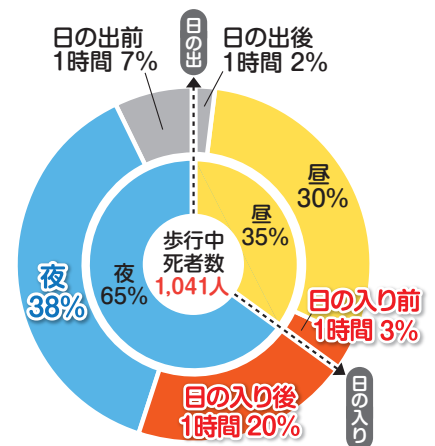
特に夕暮れ時間(日没前後1時間)は死亡事故が多発する時間帯です。

歩行者は「自動車はライトをつけているから、自分が見えているだろう」と思っていたり、自動車の距離や速度を見誤っている場合があります。



歩行者が亡くなる交通事故は、2割以上が夕暮れ時間に起きています。日中と比べてドライバーの視力が低下したり、退勤で帰宅を急ぐ気持ちも歩行者を見落とす一因となります。

夕暮れ以降は、上向きライトを活用したり、速度を抑えて運転するなど、いつも以上に注意する必要があります。



対車両の歩行者中死者数 (第1・第2当事者)(※)

※交通事故データは、2014年中の警察庁統計による